

青森県における裁判員裁判 ―量刑判断を中心に―

平野 潔

1. はじめに
2. 量刑判断の基本的枠組
3. 裁判員裁判における量刑判断
4. おわりに

1. はじめに

2009年5月21日にスタートした裁判員制度は、2010年5月に施行1年を迎えた。2010年3月末時点で、全国で計2,565人の市民が裁判員を務め、444人の被告人に判決が言い渡されている⁽¹⁾。青森県(以下「本県」と言う)においても、2009年9月1日～4日に行われた1号事件以降、8ヶ月の間に5件の裁判員裁判が開かれており、2010年6月以降の公判日程も比較的にコンスタントに決まり始めている。

筆者は、幸いにして、2010年5月末までに本県において行われた5例すべてを傍聴する機会を得た⁽²⁾。実際に傍聴してみた感想は、やや素人的な感想になってしまうが、司法制度が大きく転換しつつあることを感じた。法廷内で飛び交う言葉は、極力専門用語を排して分かりやすい言葉になっており、難解な用語や制度に関してはつねに丁寧な解説がなされていた。検察官・弁護人双方とも、裁判員に語りかけるような口調であり、3人の職業裁判官も、つねに裁判員に検察官・弁護人の主張が伝わっているかどうかを確認しながら審理を進めていた。また、大きなパネルやパソコンソフト等を利用した裁判員の視覚に訴える手法は、これまでの法廷では見られないものであった。その中でもとくに目を引いたのが、裁判員が検察官、弁護人、証人、そして被告人の言葉に熱心に耳を傾ける姿であった。刑事裁判そのものが、3日ないし4日の間に、冒頭手続きから判決の言い渡しまで終わってしまうのも、大きな変化といえるであろう。このように、刑事司法の形式ないし外観は明らかに様変わりした。しかし、果たして裁判員が関与することによって、わが国の

(1) 朝日新聞2010年4月17日朝刊1面。

(2) 具体的には、1例目は判決言渡しまですべて、2例目は2日目の審理、3例目は1日目、2日目の午前、3日目の審理、4例目は3日目の審理、5例目は2日目午前の審理である。

司法が本当に変動しているのかについては、冷静な判断が必要である。例えば、本当に事実認定の中に「社会の健全な常識」が取り入れられているのかは、改めて検証する必要があるだろう。量刑一つを取っても、検討すべき課題が数多く浮かんでくる。従来、量刑に関しては「求刑の八掛け」が相場とされてきた。このような構図は、裁判員が関与することによって変化しているのであろうか。守秘義務という「壁」は存在するものの、検討すべき課題は多い。

本稿は、そのような観点から、裁判員制度施行1年を区切りとして、本県における裁判員裁判の検証を行おうとするものである。ただし、現時点では5例の裁判例しかないため、もっぱら5例の裁判例を個々に検証するに止まる。その検証の際に着眼する点であるが、5例とも争点ももっぱら「被告人にどのような刑を科すのが妥当か」という「量刑」であったので、とくに量刑判断にどのような変化が見られたのかという点に焦点を当ててみる。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「裁判員法」と表記する)6条1項によれば、裁判員が関与する判断として、事実の認定、法令の適用と並んで、刑の量定が挙げられている。このように刑の量定、すなわち量刑にまで裁判員を関与させる趣旨は、「量刑についても一般国民の健全な社会常識を反映させようとした」⁽³⁾という点に求められている。しかし、本当に量刑に「一般国民の健全な社会常識」が反映されているのであろうか。この点についての検証は必要であろう。本稿では、この点に検討を加えていく。

具体的には、まず、判決における「量刑の理由」⁽⁴⁾においてどのような要素が、どのような形で考慮されているのかを見ていく。裁判員制度施行前の議論においては、「裁判員が量刑判断に加わ

⁽³⁾ 池田修『解説 裁判員法 [第2版]』(平21年、弘文堂)37頁。

⁽⁴⁾ 判決書において記載される「量刑の理由」は、主文の刑に至る判断過程を示すものである。しかし、この「量刑の理由」は、刑事訴訟法335条1項で有罪を言い渡すときに求められている「罪となるべき事実」「証拠の標目」「法令の適用」には含まれていない。実際、裁判員裁判の下では、事実認定の補足説明および量刑の理由の記載は不要であるという意見も出されていたようである(今崎幸彦「裁判員裁判における審理及び制度運営上の課題」『判例タイムズ』1255号(平20年)19-20頁)。この点につき、原田元判事は、量刑理由を書く目的から、「量刑の理由」は裁判員制度の下でも必要であると説かれる。原田元判事は、まず量刑の理由を書く目的として、以下の5点を挙げられている。すなわち、「①当事者、特に被告人に対する説得を図ること、②上訴審における量刑審査の便宜を図ること、③被告人の刑の執行及び再犯の裁判において前科の具体的な内容や量刑上考慮した事項を示して参考に供すること、④理由を書くことにより、判断の客観性を高めたり、決断をはかること、⑤ほかの同種事件の量刑判断の参考に供すること」(原田國男『量刑判断の実際 [第3版]』(平20年、立花書房)64頁)である。そして、これらの目的に照らすと、裁判員制度の下では、それを記載する必要がなくなったとはいえないであろうとされるのである(原田・前掲書362頁)。また、平成19年度の司法研究報告書においても、「量刑の理由」の必要性が認められている。すなわち、結論の正当性の提示、両当事者・控訴審・被害者やその遺族を含む事件関係者、さらには広く国民一般に対する説明責任、さらに裁判員との関係における活動の結果・意義の確認という第一審判決書の機能から、「量刑の理由」を示すことは必要であるとされるのである(司法研修所編『裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方』(平21年、法曹会)31頁、判決書の機能については、同書7-8頁も参照。さらに、中川博之「裁判員裁判と量刑」『刑事法ジャーナル』21号(平22年)11-12頁も参照)。量刑が、裁判員の視点、感覚、健全な社会常識などが、より直接反映される領域であるという点からも、裁判員裁判においても、なお「量刑の理由」の記載は必要であろう。現に、今行われている裁判員裁判においても、「量刑の理由」は記載されている。

ることによる影響は、本制度が施行されてみないと分からないであろうが、従来とは異なってくるであろうし、また、一般国民の健全な社会常識を反映するために裁判員の量刑への関与も認める制度を導入する以上、変わるべきであろう⁽⁵⁾という指摘があるように、裁判員が加わることで、量刑判断が変化するという見方も主張されていた。また、量刑の際にどのような因子がどのように影響するのかという点に関して、殺人罪を素材とするものではあるが、量刑に関しての一般国民と裁判官の意識と違いに関する研究が発表され、その中では、量刑に関する事情について、一般国民と裁判官との間に大きな違いがある因子のあることが報告されている⁽⁶⁾。僅か5例とは言え、裁判員が加わったことによって、量刑判断に違いが出てきているであろうか。従来から言われてきた「求刑の八掛け」という量刑相場は変化してきているのだろうか。まずこの点を検証する。また、仮にほとんど変化が見られないという場合でも、量刑の際に考慮されるべき事情、あるいはその事情に対する評価が変動している可能性は残っている。そうすると、裁判員が関与した裁判において量刑に関する事情等は変化しているのだろうかという点も課題となるであろう。

さらに、裁判員が法廷内において証人を尋問したり、被告人に質問したりする場面が見られる。そこで発せられる裁判員の「言葉」は、裁判員がとくに関心を払っている事柄に関するものであろう。その発言が向けられた被告人の回答が、とくに「量刑の理由」のどこかに影響を与えているかもしれない。その点についても、法廷内における裁判員の発言と判決要旨における「量刑の理由」を比較しながら、探っていきたい。

まず、裁判員裁判の検討に入る前に、わが国において、量刑判断がどのような枠組の中でなされているのかを確認しておく。

2. 量刑判断の基本的枠組

量刑の基準をどのように解するか、すなわち何を考察の対象とし、どのような原則に基づき刑の量を決定すべきかという問題は、量刑における大きな問題となっている⁽⁷⁾。

わが国の刑法典には、どのような事情を量刑の際に考慮するかという点を規定した条文は存在しない。この点については、起訴猶予について規定した刑事訴訟法248条の「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しな

⁽⁵⁾ 池田・前掲注(3)37-8頁。

⁽⁶⁾ 司法研修所編『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究』(平19年、法曹会)1頁以下。

⁽⁷⁾ 川端博『刑法総論講義 第2版』(平18年、成文堂)686頁。

なお、量刑事情についての判断には、3つのプロセスが含まれるとされている。例えば、「反省」について言えば、①「反省している」といえる根拠となりうる事実の認定、②認定された事実によって「反省している」と評価できるか、③「反省している」と評価できるとして、そのことを量刑上考慮できるかというプロセスである(神山啓史=岡慎一「裁判員裁判における量刑判断」日本弁護士連合会編『裁判員裁判における弁護士活動—その思想と戦略—』(平21年、日本評論社)47頁脚注13参照)。

いことができる。」という規定が、一つの指針となり得ると考えられてきた⁽⁸⁾。これに対して、ドイツ刑法典は、明文の規定をもって量刑の対象を示している。ドイツ刑法46条は、まず1項で行為者の責任が刑の量定の基礎であるという基本原則を示した上で、2項において、刑の量定に当たっては、行為者にとって有利な事情と不利な事情を相互に比較衡量することとし、その際にとくに考慮すべき事情として、以下の事情を挙げている。すなわち、「行為者の動機及び目的、行為によって表示された心情及び行為に際して向けられた意思、義務違反の程度、行為実行の種類及び行為の責めに帰すべき効果、行為者の前歴、その他一身的及び経済的状态、並びに、行為後の行為者の態度、特に、損害を賠償するための努力」である⁽⁹⁾。このような量刑事情を例示する試みは、わが国においても、假案や草案レベルでは実際に行われてきている。例えば、改正刑法草案48条は、ドイツ刑法46条に対応するような形で、まず1項において、「刑は、犯人の責任に応じて量定しなければならない。」と基本原則を定め、2項において、「刑の適用にあたっては、犯人の年齢、性格、経歴及び環境、犯罪の動機、方法、結果及び社会的影響、犯罪後における犯人の態度その他の事情を考慮し、犯罪の抑制及び犯人の改善更生に役立つことを目的としなければならない。」として、刑の量定に際して具体的に考慮すべき事情を列挙している⁽¹⁰⁾。一般的に、量刑事情は、「犯人の属性」「犯罪そのものの情状」「犯罪後の情況」の3種類に分けることができ、通常量刑因子はすべてこのいずれかに属すると考えられているようである⁽¹¹⁾。

一方で判例は、「刑の量定については、事実審裁判所において、犯人の性格、年齢及び境遇並びに犯罪の情状及び犯罪後の情況を考察し、特に犯人の経歴、習慣その他の事項をも参酌して適当に決定するところに委かされている」⁽¹²⁾あるいは「刑事裁判における量刑は、被告人の性格、経歴および犯罪の動機、目的、方法等すべての事情を考慮して、裁判所が法定刑の範囲内において、適当に決定すべきものである」⁽¹³⁾として、量刑に関する基本的な指針を示している。これは、改正刑法草案において列挙された要素とほぼ重なるものである。そして、実務ではこのような一般的な基準に従いながら、より具体的には、「当該犯罪事実自体とそれに関係する情状(違法性や責任に係る事情。『犯情』とも呼ばれる)、すなわち、犯行の動機、方法、結果、社会的影響、さらには被害者側の行為や事情も含めた犯行の誘因、共犯者との関係、加功の程度、常習性などにより、行為

(8) 川端・前掲注(7) 686頁。

(9) 法務大臣官房司法法制調査部編『ドイツ刑法典』〔宮澤浩一訳〕(昭57年、法曹会) 20頁。

(10) 法制審議会『改正刑法草案の解説』(昭49年、法務省刑事局) 98頁。

(11) 松尾浩也「刑の量定」宮澤浩一＝中山研一＝西原春夫＝藤木英雄編『刑事政策講座 第1巻』(昭46年、成文堂) 334頁。なお、量刑事情に関して、井田教授は、犯罪の要素たる量刑事情、行為の違法性・有責性の程度を具体的に推認させる資料たる事情、犯罪の当罰性の程度に影響する事情、刑の及ぼす特別予防効果を考慮するにあたり参考となる事情、犯罪後の事情のなかで刑事政策的合目的性の見地から考慮されるべき事情、刑の必要性ないし刑に対する感応性に関する事情の6つに分類されている(井田良「量刑理論と量刑事情」『現代刑事法』3巻1号(平13年) 39頁)。

(12) 最判昭25・5・4刑集4巻5号756頁。

(13) 最大判昭41・7・13刑集20巻6号609頁。

責任に応じた刑の大枠が決まるものであり、その幅の中で、具体的な事案に即して、一般予防や特別予防という刑事政策的な目的も加味して検討する中で、犯人の年齢、性格、経歴、環境、犯罪後の反省の態度、示談の成否、被害感情等といった『一般情状』が考慮される⁽¹⁴⁾と考えられている。また、「犯行の手段、結果、態様、被害の程度はもとより、犯行の誘因（飲酒や薬物の影響、心身の生物学的素質なども含む）、直接的な動機、共犯者との関係、加功の程度、事後の被告人の行動、被害者側に発生した事後の事情、被告人の常習性などをすべて含む広い意味での犯罪事実が、刑を決定する基本的要素であり、これによって導かれた一定の幅のある具体的基準の枠内で、「被害感情の宥和、被害弁償への誠意、被告人の精神的・肉体的素質、生い立ち、性格（常習性）、前科前歴、社会に復帰した際の社会的境遇や家庭環境、被告人の更生意欲などがいわゆる情状として考慮され」、さらに被害者らの復讐感情や一般予防的効果などにも配慮された上で、具体的に特定された1個の刑が決まるとも言われる⁽¹⁵⁾。

以上のように、量刑に際しては、少なくとも、「犯情」といわれる犯罪事実そのものを基礎として一定の幅のある大枠を決め、その大枠の中で、「一般情状」、すなわち「犯人の属性」や「犯罪後の状況」を考慮して具体的な刑を決めていると思われる。

3. 裁判員裁判における量刑判断

これまで見てきたことを手掛かりに、ここから、本県における5例の裁判員裁判を個別に見ていくことにする。まず、事件の経緯および裁判の経過を示した上で、判決要旨の「量刑の理由」に示された具体的な量刑事情を検討していく。この検討に際しては、裁判員制度施行前に行われた模擬裁判や前掲『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究』において指摘されていた、裁判員が関与することで従来の判断と異なる判断がなされる可能性がある量刑因子が、実際の裁判でどのように評価されていたのかを明らかにしたい。また、法廷内における裁判員の発言から、裁判員が関心を持ったと思われる事柄を推測し、それが判決、とりわけ「量刑の理由」の中にどのような形で反映されているのかについても検討していく。この2つの観点からの検討によって、裁判員が量刑判断に際して関心を持ち、そしてその判断の際に考慮している要素がある程度明らかになるものと思われる。以下では、筆者の法廷内におけるメモと裁判所から配布される判決要旨、そして補充的に新聞記事を使いながら、検討を進めていく。

(14) 岡田雄一「量刑—裁判の立場から」三井誠＝馬場義宣＝佐藤博史＝植村立郎編『新刑事手続Ⅱ』（平14年、悠々社）486頁。

(15) 松本時夫「量刑の実務と今後の課題」『現代刑事法』3巻1号（平13年）12-3頁。

(1)青森地判平21・9・4

①事件および裁判の概要

本県における裁判員裁判の第1号事件であり、さらに全国初の性犯罪に関わる裁判員裁判となったため、初日は1000人近い傍聴人が30数席の傍聴席を求めて集まるなど、大きな注目を浴びた裁判である。

裁判員裁判対象事件として起訴された事案は、2006年7月、窃盗目的で被害者女性方に窓から侵入し、被害者が帰宅するや、被害者に暴行・脅迫を加えて強盗するとともに、被害者を強姦しようとして企て、被害者に暴行・脅迫を加えてその反抗を抑圧し、強いて被害者を姦淫し、さらに被害者所有の現金1万4000円を強取し、その際、被害者に全治3日間を要する右手切傷の傷害を負わせたというものである(住居侵入・強盗強姦)。なお、被告人は犯行当時未成年であった。また、この他に、住居侵入・強盗強姦1件と住居侵入・窃盗1件、住居侵入・窃盗未遂1件が併合審理されている⁽¹⁶⁾。

9月1日午後から裁判員の選任手続きが行われ、男性5人と女性1人の裁判員(補充の裁判員は男性1名と女性2名)が選任されている。そして、9月2日3日の2日間に渡って審理が行われた。本件は、事実関係では、包丁を「喉もとに突きつけた」のか、それとも「胸元に示した」過ぎないのかという点については双方の主張に違いがあったものの、犯罪の成立そのものは争われず、争点はおそらく量刑であった。審理初日の2日は、検察側の証拠調べが中心となり、最後の被告人質問において、裁判員も質問を行っている。審理2日目の3日午前には、被告人の祖母が情状証人として出廷して証人尋問が行われた。その証人尋問、その後午前から午後にかけて行われた被告人質問においても、裁判員が質問をしている。3日の午後には、被害者の意見陳述が、いわゆるビデオリンク方式を用いて行われ、その後、論告・弁論、そして被告人の意見陳述を経て結審した。3日の夕方、そして4日の評議を経て、4日午後に判決が言い渡されている。

論告求刑において、検察側は懲役15年を求刑し、これに対して、弁護側は、最終弁論において、懲役5年が相当であると意見を述べている。最終的な判決は、検察側の求刑通り、懲役15年というものであった⁽¹⁷⁾。

⁽¹⁶⁾ 裁判では、事件が起こった順に、2006年7月の住居侵入・強盗強姦事件を「第1事件」、2008年6月の住居侵入・窃盗事件を「第2事件」、2009年1月の住居侵入・窃盗事件を「第3事件」、そして住居侵入・強盗強姦事件を「第4事件」としていたので、それに従って表記する。なお、第2・第3事件は、本来裁判員裁判の対象事件ではなく、また、第4事件も2009年3月に起訴されているため、裁判員裁判の対象にはならないものであるが、併合審理されている(裁判員法4条参照)。

⁽¹⁷⁾ その後、被告人側が控訴したが、控訴棄却されて原判決が維持されている(仙台高判平22・3・10)。さらに被告人側から上告がなされたが、最高裁第2小法廷は上告を棄却する決定をし、刑が確定した(最決平22・6・25)。

②「量刑の理由」において考慮された事情

検察側は、女性の人格を無視した卑劣な犯行であること、被害者に深刻な影響を与えていること、被害者の処罰感情が激しいこと、犯行態様が極めて悪質で危険であること、被告人の育った生育環境には恵まれた点もあったこと、そして、被告人の反省には疑問があり、再犯の可能性も高いことを量刑の際に考慮すべき事由として挙げている。

これに対して、弁護側は、4つの事件は連続的・常習的なものではないこと、生育環境が恵まれなかったこと、第1事件の当時被告人は少年であって、現在も22歳という若さであり、更生の可能性が十分にあること、被告人が十分に反省しており、前科前歴もないこと、そして、支援者として祖母や親戚がおり、就職先もあることなどを考慮すべき事情として主張した。

青森地裁の判決は、極めて短いものであり、どの要素がどの程度考慮されているかが明確ではない。しかし、控訴審判決である仙台高判平22・3・10が、やや詳しく第一審判決を「解説」しているので、その「解説」を併せて、本県1号事件における「量刑の理由」を読み解いていきたい。

量刑に当たってとくに重視した点を、青森地裁は、2件の住居侵入、強盗強姦事件の悪質さ、重大さであるとする。その内実は、極めて身勝手な動機から、女性の人格を無視した卑劣な犯行を2件も重ねたものであり、これらの犯行が被害者らに生涯いやされないであろう心の傷を負わせ、深刻な影響を与えたこと、被害者らの被害感情が厳しく、被告人に対して厳しい処罰を望んでいることである。この点について、控訴審の弁護人は、被害者感情に重きを置きすぎていると批判している。控訴審判決は、第一審の青森地裁の判決は、「被害感情の厳しさ及び厳重処罰の意向、すなわち被害者らに生じさせた影響を、犯行態様の悪質性及び結果の重大性が反映されたものとみていると理解すべきである」とした上で、弁護人は、第一審判決を正しく理解していないとしている。青森地裁の判決の理解としては、被害者感情は十分考慮するものの、もっとも重視したのはあくまで「犯行の悪質性および重大性」であるということになるであろう。

一方、青森地裁は、被告人に酌むべき事情として、被告人の生い立ちに恵まれない点があったこと、被告人が若く、第1事件当時は少年であったこと、被告人に前科がないこと、被告人が罪を認め、反省の言葉を述べていること「など」を挙げている。「など」としていることから、弁護人が指摘した点はある程度すべて考慮されているという趣旨だと思われる。この点につき、控訴審判決では、生い立ちに恵まれない点があったこと、第1事件当時19歳の少年であり、第一審当時も22歳と若く、前科前歴のないことなどの事情は、「その刑を軽くするものと認められる」としている。さらに、控訴審は、被告人の反省状況と再犯可能性について、謝罪文や法廷における反省の言葉から、更生する可能性を見出すことができると、第一審判決は考えており、それもまた被告人に有利な事情と解していると考えているようである。

なお、控訴審判決は、第一審で検察官が主張していた、遊ぶ金欲しさや借金返済に充てる金

欲しさから強盗や空き巣に及んだという経緯や動機、手錠を強盗目的で準備したかどうか、被害者らに与えた経済的な被害、第一審当時、被告人が被害者らに対して弁償していないことなどについては、第一審裁判所は、量刑上とくに重視する必要はないとしていると解している⁽¹⁸⁾。

本判決においては、これまでの職業裁判官による裁判とは異なった判断がなされる可能性があると考えられていた量刑因子が、いくつか見出せる。例えば、被告人が犯行当時少年であったという事情であるが、前掲『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究』によれば、この事情の存在が刑を「重くする理由になる」「やや重くする理由になる」とした一般国民が25.4%、「やや軽くする理由になる」「軽くする理由になる」とするのが24.7%、「どちらでもない」が49.9%であった⁽¹⁹⁾。裁判官の約9割が「やや軽くする理由になる」「軽くする理由になる」としていることから、一般国民と裁判官の間に大きな差があり、職業裁判官が行っていた従来の判断とは異なる可能性があったと言い得る。しかし、本判決では、この点についてとくに取り上げて触れられてはいない。少なくとも、本判決が「被告人に酌むべき事情」の一つとしてこれを挙げており、控訴審判決も、「その刑を軽くするものと認められる」と評していることから、本判決では、従来の判断と異なった扱いはされていないということが言えるであろう。

また、「被告人が現在22歳と若く、更生は十分可能である」という主張も、従来の裁判では刑を軽くする方向に考慮される要素であったと思われるが、これとは違った判断が示される可能性があった。裁判員制度施行前に全国で行われた模擬裁判においても、裁判員役の一般国民から、19歳までは育てられる側だが、20歳からは大人であり、社会が責任をもって育てる対象ではないのだから、自分のやったことに責任をとらせるべきという意見や、20歳の人の30年という意味と、60歳の人の30年という意味とは全然違うから、同じ重みで刑を科すならば、若い人はもっと長くてもいいのではないかという意見も出されていたようである⁽²⁰⁾。前述した未成年者に対する一般国民の視線も含めて考えれば、被告人の年齢が若いという要素は、必ずしも刑を軽くする方向で、すなわち被告人に有利な方向で考慮されるわけではないという可能性もあったのである。この点も、第一審の判断、そしてその判断に対する控訴審の評価を見れば、少なくとも被告人に酌むべき事情として、刑を軽くする方向で考慮されているように思われる。被告人が未成年であったという事情と同様に、この要素も従来と異なった扱いはされなかったということができるのではないだろうか。

弁護人の被告人の生い立ちに恵まれない点があったという主張も、この可能性を秘めるものである。前掲『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究』においても、被告人が不遇

(18) 控訴審判決は、第一審判決について、「財産的な被害等をやや軽視しているくらいがないではないが」として、この点に関しては若干の疑問を呈している。しかし、その他の点はおおむね是認できるものと考えているようである。

(19) 司法研修所編・前掲注(6)11頁。

(20) 神山＝岡・前掲注(7)48頁。

な生い立ちであったり、恵まれない家庭環境で育ったりした場合について、一般国民の回答は、刑の軽重に対する影響は「どちらでもない」としたものが65.3%、「やや軽くする理由になる」としたものが26.8%となっており、一般国民は、この事情は量刑にはさほど影響を与えない要素と考えていると想定されていた。裁判官が、やや軽くする要素であるという意識であると想定されることから、差は小さいものの、裁判官と一般国民の意識に差があるものと考えられている⁽²¹⁾。この点も、本判決では、被告人に対して有利な事情として考慮されているので、少なくとも従来との判断と際立った判断は見受けられないと思われる。

前科がないという要素も、これまでの裁判官による判断と異なる可能性を有していた。従来であれば、これは被告人の刑を軽くする方向で考慮されていた要素であった。しかし、全国で施行された模擬裁判において、初犯であるからと言って刑を軽くするべきではなく、まさに1回そういう行為があったという事実で判断すべきという意見も述べられている⁽²²⁾。本判決においては、この点も刑を軽くする要素と考えられており、その意味では、これまでの裁判と大きく異なるものではないようである。

もう一つの要素として、被告人の「反省」を挙げることができる。前掲『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究』においては、被告人が罪を認めて反省している場合について、一般国民の回答は、「やや軽くする理由になる」が44.9%、「軽くする理由になる」が11.9%、「どちらでもない」が35.2%であり、主流は軽くする方向に影響する要素であるという意識であるが、量刑にさほど影響しない要素であるという意識も存するとされている。これに対して、裁判官の回答は、「やや軽くする理由になる」が65.9%、「軽くする理由になる」が27.4%であり、刑を軽くする方向に影響する要素であるという意識であると想定されており、両者を比較した場合、全体的な傾向としてその差はそれ程大きくはないが、裁判官の方が軽くするという意識が強いと考えられていた⁽²³⁾。また、全国の模擬裁判でも、反省の根拠となる事実の評価として、裁判をやっている最中に、本当にこの人が反省しているかどうかというのは判断できないという意見が述べられたり⁽²⁴⁾、量刑上反省という事情を考慮すべきかという問題に対して、反省は当然であり、反省しているから、それが情状酌量の理由となるのは疑問だという意見が示されたりしていたようである⁽²⁵⁾。この要素に関しても被告人に酌むべき事情と考えられているようであるから、とくに従来との判断からずれたものではなかったように思われる。

以上のように、それらがどの程度考慮されているかは明確に読み取ることはできないが、少なくとも被告人が若いこと、第1事件当時は少年であったこと、被告人に前科がないこと、被

(21) 司法研修所編・前掲注(6)13頁。

(22) 神山＝岡・前掲注(7)48頁。

(23) 司法研修所編・前掲注(6)32-3頁。

(24) 神山＝岡・前掲注(7)47頁。

(25) 神山＝岡・前掲注(7)49頁。

告人が罪を認め、反省の言葉を述べていることという量刑因子は、これまでと同様、被告人に有利な事情と考えられているように思われる。その意味では、従来の判断と大枠で異なるものではないということができるであろう。

③裁判員が関心を寄せる量刑事情

それでは次に、裁判員の発言を追いながら、裁判員が関心を寄せていたと思われる量刑事情を見ていきたい。

まず1日目の被告人質問では、本件に使った手錠の入手方法や時期、なぜ手錠とニット帽は用意するのに包丁を用意しないのかといった行為態様に関わる質問がなされている。また、第1事件の現場には鍵を探しに行ったということだが何時頃行ったのか、どうして第1事件のとき窓から逃げなかったのか、第1事件では人を避けようとしていたのに、なぜ第4事件では人がいるのに押し入ったのかなどの質問も、裁判員から出された。これらの質問は、被告人の動機に関する疑問が、裁判員の中にあっただことからなされたものであると思われる。

2日目には、被告人の祖母に対する証人尋問が行われ、ここでも裁判員から質問がなされている。まず、逮捕後初めて接見したときの状況について、とくに被告人から祖母への謝罪の言葉はなかったのかという質問があった。これは、被告人の反省・謝罪の度合いに関わる質問であると思われる。また、被告人が母親を亡くした後の状況に関しても質問がなされている。被告人の成育歴、とくに母親の死を被告人がどのように受け止めたのかということも、裁判員の一つの関心事であったようである。

そして、2日目の午後、被告人に関しての2度目の裁判員からの質問がなされている。ここでも被告人の成育歴に関する質問が出された。これは、被告人が大人を信用できなくなる契機となった事件に関する質問である。また、第1事件の後冷静な気持ちで生活できたか、しばらく落ち着かなかつたのになぜ次の事件を起こしたのかという質問も出されている。これは被告人が次の犯罪を行う際の心境を確認しているものと思われる。この質問の意図は、1日目の質問にあった動機に係る部分と、再犯の可能性に係る部分があるのではないかと推測できる。さらには、逮捕されていなかったら次の事件を起こしていたかという再犯可能性に関わる直接的な質問も出されている。先程の犯罪を行う際の心境も含めて、被告人の再犯の可能性に関して、裁判員がかなり関心を持っていることが分かる。

本件の判決文は、前述したように非常に簡潔なものであるため、これらの裁判員の質問、そしてそこから推測される裁判員の関心がどのような形で判決に影響しているかが十分に見て取ることができない。ただ、少なくとも裁判員が関心を持っている事由は、犯罪の動機に関わる部分、そして被告人の反省の度合い、さらには再犯可能性、更生可能性というところにあると考えることができるだろう。

(2)青森地判平21・11・19

①事件および裁判の概要

本県の第2号事件は、2009年4月、女子大学生方アパートに侵入し、現金を盗んだが、女子大学生と知人の男子大学生が帰宅したため、逮捕を免れようと男子大学生の頭部を殴るなどして、全治約2週間の傷害を負わせたというものである（住居侵入・強盗致傷）。他に、3件の住居侵入・窃盗が併合審理されている。

本件は、犯罪事実そのものにはまったく争いがなかった。

11月17日の初日は、午前を選任手続きが行われて、男性4人、女性2人の裁判員と、女性2人の補充裁判員が選任された。午後から始まった公判では、冒頭手続きの後、主として検察側の立証が中心に行われている。2日目となる18日は、弁護人側の情状立証が中心に進められ、被告人の内縁の妻の上申書や手紙の朗読もなされている。そして、被告人質問の後、論告求刑、最終弁論・陳述を経て、結審した。本件においても、2日目の結審後、そして3日目が評議に充てられ、3日目となる19日の午後、判決が言い渡されている。

本件に関して、検察側は、懲役8年を求刑した。これに対して、弁護側は、具体的な年数等は挙げずに、「寛大な処罰を」と意見を述べた。青森地裁は、評議の結果、被告人に対して、懲役6年6月を言い渡している⁽²⁶⁾。結論だけで見ると、従来言われてきた「求刑の八掛け」に近い判決ということができる。

②「量刑の理由」において考慮された事情

本件では、検察側から、一方的で危険な暴行が加えられていること、盗みを繰り返していた被告人にとって、強盗致傷事件は起こるべくして起きた必然的な犯行であること、窃盗の常習性や犯行の手口の悪質性、各事件の被害者の処罰感情が厳しいことの4点が量刑上考慮すべき事情として挙げられた。

これに対して、弁護側は、各犯行の動機に同情すべき余地があること、各犯行の態様が悪質極まりないというほどのものではなかったこと、各犯行の結果が重大とまではいえないこと、すべての被害者に謝罪の手紙を書き、被害弁償を済ませていること、それによって被害感情が相当程度宥恕されていること、被告人が真摯に反省していること、そして内妻がともに生活していくことを宣言していることなどを、量刑上考慮して欲しい事情として挙げている。

裁判所は、被告人に不利な事情として、窃盗の常習性があること、動機に同情の余地はないこと、第4事件に関しては必然的とまでは言えないが、いつ起こってもおかしくなかったこと、犯行の手口も常習性が現れており、第4事件の暴行に関しても危険な態様であったこと、被害結果も軽いものではなく被害者感情も厳しいことを指摘している。

⁽²⁶⁾ 本件は、検察側、被告人側双方から控訴がなされず、確定している。

一方、有利な事情であるが、本件は、被害者全員との示談が成立していた事案であった。従来であれば被害弁償がなされていることは、刑を軽くする因子と考えられてきた。しかし、裁判員裁判において、この点がこれまで同様に考えられるのかは、不透明であった。前掲『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究』においても、被告人が被害者遺族に対して謝罪し、賠償している場合、国民の意識としては、「やや軽くする」が34.6%、「軽くする」が19.3%、「どちらでもない」が39.3%となっている。一般国民の「主流は、刑を軽くする方向に影響する要素である」という意識であるが、量刑にさほど影響しない要素である意識も存するものと想定される⁽²⁷⁾と分析されているように、裁判員がこの要素をどの程度考慮するかは、未知数の部分があった。検察側もまた、このことを意識してか、被害弁償をするのは当然であるという趣旨のことを繰り返し強調していたようである⁽²⁸⁾。青森地裁は、この点について、被告人と被害者全員との間で示談が成立し、示談金の全額ないし一部が支払われたことによって「被害者らの被害感情が十分にいやされたとまでは言えないが、内妻の協力を得てこのような努力をしたこと自体は、ある程度評価することができる」として、被告人に有利な事情として取り上げている。裁判所が示談に関して「ある程度評価することができる」としていることから、少なくとも裁判員の意識は、「被害弁償をすることは当然であり、刑を軽くする理由にはならない」というところまでのものではないと思われる。

また、本件は、被告人が法廷で裁判員を前に更生を誓い、また内妻も被害弁償に協力し、上申書の中で被告人の帰りを待つと述べていることも、有利な事情として考慮されている。

③裁判員が関心を寄せる量刑事情

本件では、被告人に対する質問のみがなされている。

まず、犯行態様に関して、被害者に暴行をした際に、逃げるができなかったのかという質問が出された。これは、暴行の悪質性に関係する質問であると思われる。

次に、本件犯行の動機が生活費を稼ぐことにあったということから、この点に関する質問が相次いだ。例えば、これまでの収入・支出の内訳を尋ねる質問などである。さらに、被告人がパチスロをするということに関連して、パチスロの面白さを確認する質問やパチスロへの依存性を問う質問があった。これらは、生活が苦しかった一因がそこにあるのではないかと考えたのが故の質問だったと思われる。また、盗んだお金でパチスロをやって勝った時、勝った分は誰のお金かという被告人の価値観に関わるような質問もなされたが、これも、同様の趣旨から出た質問であろう。

さらに、仮に刑務所に入った場合、出所後の収入はどのようにして得るつもりなのかという

⁽²⁷⁾ 司法研修所編・前掲注(6)34頁。

⁽²⁸⁾ 東奥日報2009年11月18日朝刊27面。

更生の基盤に関する質問や、単刀直入に、服役後は更生できるかという質問もなされている。これらの質問からも、裁判員が、被告人の更生に大きな関心を寄せていることが分かる。そして、これらの質問の結果が、判決の中に、「被告人が法廷で立ち直りの意欲を見せて」という言葉に示されているように思われる。

(3)青森地判平22・3・26

①事件および裁判の概要

本件は、共犯者と共謀の上、2009年7月、被害者に対して「キャンセル料を払え」などと脅して金品を要求し、さらに胸倉をつかみ、胸辺りを押した上、顔を拳骨で多数回殴りつけ、足で蹴りを入れるなどの暴行・脅迫を加えて被害者の反抗を抑圧した上、現金35,000円とキャッシュカード等が入った財布を強取し、その際、加療1ヶ月間を要する左眼窩吹き抜け骨折等の傷害を負わせたというものである(強盗傷人)。

本件では、暴行の一部について事実関係の争いがあった。すなわち、検察側は、被告人が被害者の顔面を数回足で蹴ったと主張したが、弁護側は蹴っていないと主張したのである。その他の犯罪事実に関する争いはなく、本件もまた被告人にどのような刑罰を科すべきかという量刑が主要な問題となっている。

初日となった3月23日は午前には裁判員の選任手続きが行われ、男性4人、女性2人の裁判員が選任され(補充裁判員は男性1人、女性1人)、午後から審理が始まった。検察官の証拠調べ手続きでは、被告人が被害者の顔面を複数回蹴ったことを証明するため、事件現場の防犯カメラ映像が法廷内で放映され、また事件現場で暴行を止めに入った目撃者の証人尋問も行われた。引き続き2日目に当たる24日午前には、同じく被告人の暴行を証明するために、共犯者の証人尋問が行われた。24日午後には弁護側の情状立証に移り、被告人の雇い主が証人として呼ばれている。そして、3日目の午前には、被告人の母親への証人尋問、続いて被告人質問が行われ、午後の論告求刑、最終弁論・意見陳述を経て結審した。

本件に関しては、検察側が懲役7年を求刑したのに対し、弁護側は「社会内における更生の機会を与えて欲しい」として、刑の執行猶予の判決を求めた。最終的な判決は、懲役4年6月というものであり、従来の「相場」と言われていたいわゆる「求刑の八掛け」よりは若干軽いものであった⁽²⁹⁾。

②「量刑の理由」において考慮された事情

検察側は、金を奪うため、危険で執拗な暴行を加えたこと、完治しないかもしれない傷害を負わせるなど結果が重大であること、犯行の卑劣さと悪質さ、被害者の被害感情、再犯の可能

⁽²⁹⁾ 本件もまた検察側・被告人側双方から控訴がなく、確定している。

性が高いことを量刑の上で考慮すべき事情として挙げている。

これに対して、弁護側は、被告人は生い立ちが不幸であったこと、共犯者との地位は対等であったこと、犯行そのものは凶器を用いた訳ではなく、また被害者の傷害も完治する可能性が高いこと、謝罪の手紙を書くなど反省の態度を示していること、高額な示談金が被害者に支払われていること、監督者と帰宅先が確保されていることを、量刑の際に考慮して欲しい事情として挙げている。

裁判所は、まず被告人に不利な事情として、犯行の経緯・動機が軽はずみなものであること、暴行の態様がより重大な結果を招きかねない危険なものであること、警察に通報されないように携帯電話を持ち去るなどした点も悪質であること、被害結果が重大であることを指摘している。

被告人に有利な事情に関しては、まず弁護側が主張した生い立ちが不遇であったということについて、「被告人と同じような境遇で育った者が皆このような事件を起こすわけではない」として一蹴している。1号事件の際に述べたように、この点は、一般国民にとってはとくに量刑に影響を与えないものである可能性が指摘されていた。そのように考えれば、本件はそのような一般国民の意識が反映された、従来と異なる判断がなされたと見ることも可能である。もっとも、本件においては、被告人の犯罪歴から、「被告人は、これまでに何度もあったはずの立ち直りのチャンスを生かしてこなかった」という点を指摘しており、不遇な生い立ちが直接影響を与えるような若年者の場合には、違った判断がなされる余地はあるように思われる。

本件も示談が成立して、示談金が支払われた事案であるが、検察側は、示談金を支払ったのが被告人の勤務先の社長であることから、被告人の努力による示談と同じようには評価できないと主張していた。この点は、同じく示談が成立していた2号事件とは異なる。前述したように、2号事件においては、内妻の助けを借りながら被告人本人が支払っているからである。また、謝罪の手紙に関しても、表面的なもので、本件に関してどの程度真剣に反省しているか疑問を抱かざるを得ないともしている。実際に、被告人も、裁判官からの質問に対して、「示談・和解の経緯は知らない」「弁護士と社長が話をしながら話を進めたと、弁護士から聞いている」「弁護士から謝罪文を書くように言われた」「被害者の方が1通目の手紙では反省の色が見えないと言っていると、弁護士から聞かされた」と述べており、示談金の支払いおよび謝罪の手紙が、本人の自発的な意思からなされたものでは必ずしもないことを示唆していた。この点について、判決では、「被害者に2度謝罪の手紙を送り、被害者との間で示談し、相当額の示談金を支払っている」ことにより、被害者の処罰感情もある程度和らいでいるとして、一定の評価を与えている⁽³⁰⁾。被告人が積極的に謝罪・示談等を行っていないとしても、とくに示談に関しては、それ

⁽³⁰⁾ なお、この点について原田元判事は、「客観的に損害賠償があったという事実は、仮に、被告人の任意の意思や反省によるものでなくとも、それ自体、被害者の処罰感情ないし社会の処罰感情、すなわち応報感情を宥和させるものとして、被告人の責任非難を軽減するとみるべきである」とされている（原田・前掲注（4）15頁）。

がなされたという客観的事実が、一定の範囲で被害者感情を宥恕していると評価されているように思われる。

最後に、被告人が法廷で立ち直りの決意を見せていること⁽³¹⁾、被告人の仕事面と生活面での支援者として、雇い主や母親がいることも有利な事情として考慮されている。

③裁判員が関心を寄せる量刑事情

量刑に関係する場面での裁判員の質問としては、2日目に行われた雇い主に対する証人尋問、3日目に行われた被告人の母親に対する証人尋問と被告人質問があった⁽³²⁾。

まず、雇い主に対しては、被告人の更生基盤に関わる質問が相次いだ。被告人が重い刑、例えば懲役10年という刑であっても雇うと言う気持ちに変わりはないか、会社からの負債とは別に負債があり、その返済も滞っているようだが、それでも面倒を見るのかという質問である。また、被告人の母親に対する質問でも、これまでの見守り方とこれからの見守り方で、具体的な行動として変えていくことはあるか、あるいは、今後被告人と意見の相違があったときには、どのような態度で臨むのかなど、被告人の更生に関わる質問がなされている。これは、本件の一つの原因として被告人の金銭感覚があったことと密接な関係があるように思われる。すなわち、被告人は総額1,000万円を超えるような借金を会社、母親、そしてサラ金からしており、それにもかかわらず、給料の大半を飲み代やパチンコ代に浪費していたという事実が法廷において明らかにされている。そこで、裁判員としては、更生するために重要となる就職先の確保、そして浪費を監視する役目を担う母親の覚悟を確認したかったのだと推測できる。そして、判決においても、被告人に有利な事情として、「被告人の仕事面と生活面での支援者として、雇い主や母親がいる」ことが挙げられていることから、裁判員の関心が量刑に結びついているものと考えられる。

被告人に対する質問でも、本件事案の原因の一つともいえる、酒・パチンコを止めることができるか、刑期が終わったらどのように自分を変えたいか、あるいは社会復帰したら母親と一緒に住むつもりはあるのかという、被告人の今後の更生に関わる質問がなされている。また、今回の事件の一番の原因は何だと思うかという、本件の原因を探ると同時に、被告人の反省の度合いを確かめるような質問も示されている。被告人質問においては、裁判員の関心は、主に被告人の反省と更生に向けた意欲がどの程度であるかというところにあったように思われる。

⁽³¹⁾ ただ、裁判員経験者の一人は、公判終了後の会見において、「立ち直ると断言してくれたが、信用性が薄いのでこういう判決になった」と述べている（朝日新聞2010年3月27日朝刊29面）。

⁽³²⁾ なお、事実関係の一部に関する争いについては、目撃者および共犯者に対する証人尋問が行われており、そこでも裁判員から質問が行われている。この場面では、目撃者と共犯者で、暴行を受けた際の被害者の頭の向きが目撃者と共犯者で異なっており、その点を裁判員が指摘している点が、とくに注目に値する。

(4)青森地判平22・4・22

①事件および裁判の概要

本件は、本県において最初に裁判員裁判で扱われた交通事案であり、また初めて被害者に死の結果が生じている事案でもある。被告人は、2009年6月早朝、赤信号を無視して、時速約40kmに加速しながら交差点に進入したことにより、信号表示に従って交差点に進入してきたAが運転する普通乗用自動車に自車を衝突させ、その衝撃でA運転車両を対向車線に進入させて、対向車線を進行してきたB運転の軽四輪乗用自動車に衝突させ、Aを脳挫傷により死亡させるとともに、Bに全治約2週間を要する胸部打撲等の傷害を負わせた(危険運転致死傷罪)。

本件においては、検察側が、被告人が交差点に進入した際の速度を、時速40kmと主張したのに対して、弁護側は、時速30kmを超えることはなかったとして、事実関係の一部が争われている。ただ、犯罪の成立そのものについての争いはなく、本件ももっぱら量刑判断が中心となっている。

初日となった4月19日は、午前の選任手続きにおいて、男性5人、女性1人の裁判員(補充裁判員は女性2人)が選任され、午後から公判が始まった。19日の午後は、冒頭手続きの後、検察側の立証が中心に行われた。ここでは、全治2週間の傷害を負った被害者Bの証人尋問も行われている。一方、弁護側も、事故時と同様に車両を走らせ、運転席の位置から撮影したDVDの映像を法廷内で再生している。2日目の20日は、検察側の証人として出廷した速度鑑定人に対する尋問、さらには被害者の親族も検察側証人として出廷し尋問が行われた。3日目となる21日は、検察側の情状証拠の取調べの後、弁護側から情状関係の証拠調べが行われた。その中では、被告人の父親に対する証人尋問、そして、被告人本人に対する質問も行われている。被告人質問が終わったところで、検察側から補充の立証がなされ、さらに裁判所が職権で採用した証拠を取り調べるため、前日出廷した鑑定人が再度出廷し、審議日程には含まれなかった証人尋問が急遽組み込まれた。その後、論告求刑、最終弁論・意見陳述を経て結審した。その後、21日の結審後の数時間および4日目となる22日の評議を経て、22日午後に判決が言い渡されている。

検察側は、本件に関して、懲役7年を求刑したのに対して、弁護側は、(保護観察付)執行猶予を求めた。裁判所は、最終的に懲役5年6月の実刑を言い渡している⁽³³⁾。

②「量刑の理由」において考慮された事情

検察側が挙げている量刑上考慮すべき事情は、被告人の運転が基本的な交通ルールを無視した無謀な運転であったこと、Aが死亡し、Bが全治2週間の傷害を負うなど生じた結果が極めて重大であること、Aの遺族やBの処罰感情が厳しいこと、そして再犯の可能性が高いこと

⁽³³⁾ 本件も、双方からの控訴がなかったため、一審における判断が確定している。

4点である。

これに対して、弁護側は、赤信号を無視し続けてきたわけではないこと、交差点に進入した際の速度が時速30kmを超えることがなかったということ、Aの遺族およびBと示談が成立し賠償金が支払われたこと、事件を反省し、謝罪の気持ちを真摯に持ち続けていることの4点を中心に、事故後すぐに警察に通報して救急車を呼んだこと、まだ21歳という若さであり更生の可能性が高いこと、前科がないことなども量刑上考慮して欲しい事情として挙げている。

青森地裁は、被告人の行為は、「基本的な交通ルールを全く無視した無謀かつ極めて危険で、悪質なものである」とした上で、結果の重大性、遺族の処罰感情、さらには、被告人の交通ルールに対する認識の甘さを指摘する。一方で、弁護側の主張する、事故後110番通報をしていることや救護活動を行っていること、Aの遺族およびBとの間で示談が成立していること、Bに対して謝罪をしていることとAの遺族に対する謝罪の努力をしていること、法廷で反省と謝罪の言葉を述べていること、父親も今後もAの遺族への謝罪に努めたいと言っていることなども、「ある程度認められる」としている。ただ、「示談」というファクターを一つとっても、2号事件および3号事件のように、それ程積極的な評価がなされていない。むしろ、示談は成立しているが、それが被害者感情の宥恕には結びついていないと評価しているようにも読める。やはり、行為態様が悪質な上に、被害者が死亡したという結果が重大であるため、2号事件ないし3号事件のような積極的な評価ができなかったのであろう。なお、本判決では、弁護側が主張した、若い故の、あるいは前科がないが故の更生可能性の高さという点についての言及はなされていない。

③裁判員が関心を寄せる量刑事情

本件では、2日目の速度鑑定人に対する証人尋問および被害者の親族に対する証人尋問においては、裁判員からの質問は出なかった⁽³⁴⁾。

3日目の被告人の父親に対する証人尋問では、今後も墓参をするなどして、被害者遺族に対する謝罪をしていくのかという趣旨の質問が出されている。また、同じく3日目の被告人質問では、事故現場を通りかかったり、花を手向けに何度も行ったりしているが、その時の気持ちはどのようなものかという質問も、被告人の父親に対するのと同様、被告人の「反省・謝罪」というところにウェイトが置かれた質問であると思われる。

また、仕事を頻繁に代えている理由を尋ねたり、被告人が自分の性格をどのように考えているかを質問している。これらは、被告人が赤信号を無視した理由が、トラックを追い越すのに失敗し、かえって信号待ちをする羽目になったことに腹を立てたということに関係する質問で

⁽³⁴⁾ なお、3日目に行われた鑑定人に対する再尋問の際には、計算の誤差はどの程度かという質問が出されている。

あると思われる。いわば本件の「原因」を探る質問である。裁判員は、赤信号無視に至った主な原因を、被告人のカットしやすい性格に認めたのであろう。それがこれらの質問に繋がったと考えることができる。メガネを掛けていたのかという質問も、被害者車両に気づかなかったという被告人の供述を受けたもので、同じく「原因」に関わる質問であろう。もう1つ「原因」に関して重要なファクターとなるのが、被告人の交通法規に対する認識の甘さである。この点を質問した裁判員は、とくに速度に対する認識の甘さを感じる、そのときだけ速度違反したとは思えない、普段も速度違反をしていたのではないか、という趣旨の質問を被告人にぶつけている。この交通法規に対する認識の甘さに関しては、この質問に対する回答の中で、被告人も認めている。そして、この点は、行為の危険性・悪質性、結果の重大性に触れた後で、「加えて、被告人の事件当日の運転ぶりや過去の交通違反歴などを見ると、被告人の交通ルールに対する認識は甘いと言わざるを得ない」として、判決の中にも反映されている。

さらに、事故後、頭に来たり腹が立ったりする経験はあるかという問いは、事故原因である被告人の「性格」が、現時点でどの程度改善されているかというものであろう⁽³⁵⁾。今までの自分がどのような人間で、今後どのようにしていくつもりかという趣旨の質問も、先程の性格分析と重複する内容であるが、現時点での改善の度合い、および今後の改善可能性に関する質問であると思われる。

以上のように、本件では、被告人が本件行為に至った「原因」を探る質問、被告人および被告人の家族の「反省・謝罪」の度合いおよび今後の「反省・謝罪」の態度を探る質問、そして、被告人が、本件の原因となった性格をどの程度改善し、今後どのように改善していくかという「更生」へと繋がっていく質問が、裁判員よりなされたと分析できる。しかし、判決においては、行為の悪質性・危険性、結果の重大性が大きなウェイトを占めており、被告人の「反省・謝罪」や「更生」に関わる被告人の質問がどの程度量刑の判断に影響しているかは、判然としない。

(5)青森地判平22・5・20

①事件および裁判の概要

本件は、Aら7名が現に住居に使用するアパートの1階に居住していた被告人が、自己の鬱憤を晴らすために放火して同アパートを焼損することを決意し、2009年8月、自室の布団のシーツにライターで点火して放火し、その火を布団等に燃え移らせ、同アパートを焼損しようとしたが、消防により消火されたため、布団等が焼損したに止まり、その目的を遂げなかったというものである（現住建造物放火未遂）。

本件も犯罪事実そのものについて争いはなく、また検察側・弁護側双方とも、被告人が犯行

⁽³⁵⁾ 同じ裁判員から食生活についての質問も出されているが、これも食生活と被告人の性格との関係、および事故後の改善に関する質問であると思われる。

当時心神耗弱状態にあったことについても認めているため、量刑のみが争点となっている。

5月18日午前に裁判員の選任手続きが行われ、男性4人と女性2人の裁判員、そして女性2名の補充裁判員が選任され、その日の午後から公判が始まっている。2日目である19日は、情状証人として被告人の姉に対する証人尋問、そして被告人質問も行われ、論告求刑・最終弁論等を経て結審した。そして、19日の結審後と翌20日の評議を経て、20日午後に判決が言い渡されている。

検察側は、被告人に対して、懲役3年の実刑を求刑し、これに対して、弁護側は、心神喪失者等医療観察法についても言及しながら、最も重くても懲役3年執行猶予5年が相当であると意見を述べた。そして、青森地裁は、被告人に対して懲役3年執行猶予5年を言い渡している。

②「量刑の理由」において考慮された事情

検察側は、極めて危険な犯行であること、住民らに強い恐怖・不安感を与えたこと、危険を回避する行動を被告人自身が何らしていないこと、被害結果を軽視することはできないこと、そして、再犯の可能性が高いことを量刑上重要な要素として挙げている。

これに対して、弁護側は、心神耗弱であったこと、自ら姉に放火の事実を告げて、被害の拡大を防いだこと、未遂に終わり、結果が重大でないこと、自ら交番に本件犯行を名乗り出ていること、被害者が厳罰までは望んでいないこと、被告人が反省していること、被害の回復がなされていること、姉が今後の指導監督を誓っていること、前科がないこと、心神喪失者等医療観察法による治療措置が期待できること、本件類似事案の大多数の裁判例が執行猶予付であることを、量刑上考慮して欲しい要素としてあげている。

判決においては、まず、被告人の行為の危険性を認めた上で、一步間違えれば大惨事となった可能性を指摘する。また、アパート住人や近隣住民に強い恐怖と不安を与えたこと、財産的被害も軽視できない上、風評被害も出ていること、さらには被告人の動機が主治医の態度に対する腹いせであったこと、自分では被害を食い止めるための行動を一切していないこと、被告人や親族から被害弁償や直接の謝罪など誠意ある対応がなされていないことを、被告人に不利な事情として挙げている。これに対して、被告人に有利な事情としては、被告人が事件当時統合失調症のため心神耗弱状態にあり、その病気の影響が大きいこと、被告人の姉の機転により未遂に終わっていること、自ら交番に出頭して逮捕されており、法廷においても反省と謝罪の言葉を述べていること、そして、姉が今後の生活を支えていきたいと述べていることが挙げられている。

これらの諸事情のうち、裁判所はとくに被告人の統合失調症に基づく心神耗弱状態を重視している。被告人が心神耗弱状態であった点をどの程度評価するかと言う点が本件の最大の問題であり、かつ最大の関心事であったことは疑いがない。この点について、裁判所は、適切な医療を施さずに放置すれば、同じような過ちを繰り返す恐れがあることを指摘した上で、「裁判

所としては、今回直ちに実刑にして被告人を服役されるよりも、むしろ、社会内で適切な治療を受けさせて再犯を防ぐことが、被告人にとっても、また社会にとっても、肝心であると考えた」としている。その上で、「公的機関の援助の下で適切な医療への道筋をつけるのが相当」として、心神喪失者等医療観察法の下での治療が行われることが妥当であるということも、判決の中でも示している。

③裁判員が関心を寄せる量刑事情

本件でも、被告人の姉に対する証人尋問、被告人質問など、裁判員が発言する機会はあったものの、最後まで裁判員からの質問はなかった。被告人質問における弁護人とのやりとりを聞いていても、噛み合わない部分も多く、発言しにくい雰囲気であったことは事実である⁽³⁶⁾。また、公判終了後、この裁判の裁判員経験者の一人は、「病気だけが原因で犯行に至ったのか。精神的なことは本人にしか分からない。他人が分かるうとしても限界があり、裁くのは難しい」と感想を述べていたようである⁽³⁷⁾。

これまで本件において行われた5件の裁判員裁判を分析してきたが、ここでこれまでの分析から得られたことをまとめておきたい。

まず、裁判員の発言から、裁判員の関心事を探ってきたが、大きく分けると犯罪の「原因」「動機」に関する部分と、被告人の今後の「再犯可能性」あるいは「更生可能性」に関する部分に質問内容が集中していることが分かる。前者については、例えば1号事件において被告人に対してなされた、どうして第1事件の時、窓から逃げなかったのか、あるいは第1事件では人を避けようとしていたのに、なぜ第4事件では人がいるのに押し入ったのかというものや、2号事件における収入・支出の内訳やパチスロに関する質問、さらには第4事件における仕事を頻繁に変えた理由や被告人の性格に関する質問もこれに当たる。また、公判終了後の裁判員経験者の会見においても、例えば、2号事件の裁判員経験者は、「少年時代に何があったか知りたかった」と述べている⁽³⁸⁾。後者については、2号事件において、直接的に更生できるかという問い掛けがなされたり、3号事件において、雇い主に対して、今後被告人を支援していく意思がどの程度あるのかを聞いたり、母親に対して今後どのように監視していくのかを質したりというものが、これに当たるであろう。ただ、これらの関心事が判決にどの程度影響を与えているかは、判然としない。ただ、少なくとも、後者に関しては、被告人に酌むべき事情として、とくに第2第3事件では強調されており、確認できた内容は僅

⁽³⁶⁾ 本件の2日目の公判を傍聴されていた飯准教授は、「被告人質問での（被告と検察・弁護側とのちぐはぐな）やり取りを聞き、（質問をしても）どういう答えが返ってくるか分からず、質問しにくかったのではないかと指摘されている（朝日新聞2010年5月20日朝刊33面）。

⁽³⁷⁾ 東奥日報2010年5月21日朝刊23面。

⁽³⁸⁾ 東奥日報2009年11月20日朝刊29面。

かではあるが、判決に影響を与えていることが分かる。

次に「量刑の理由」に関して、裁判員裁判の導入により、考慮されるべき量刑因子に大きな変化が起きているのかという問題であるが、この点に関しては、本県における5例を見る限りでは、大きな変化があるとは言い難い。5例の裁判員裁判において、とくに従来と異なる可能性があった因子は、犯行当時少年であったこと、裁判時において若年であること、生い立ちに恵まれない点があったこと、前科がないこと、被告人が反省していること、被害弁償が済んでいることである。そして、そのいずれもが、判決を見る限りでは、従来と同等の位置づけがなされており、職業裁判官による裁判と大きな違いは見られなかった。ただ、これらの因子をどの程度考慮するかという点に関しては、変化している可能性はあるが、判決の中からはそこまで読み取れなかったため、留保せざるを得ない⁽³⁹⁾。

4. おわりに

本稿では、とくに裁判員裁判における量刑判断に注目し、従来と異なる変化が生じているかを見てきたが、少なくとも現状においては、大きな変化は見られなかった。これが現時点において得られた成果である。

最後に裁判員制度全体の動きについて、課題を指摘しながら簡単に見ていきたい。裁判員制度が施行されて1年が経過したが、おおむね順調であるというのが一般的な評価のようである⁽⁴⁰⁾。もちろん、3年後の見直しに向けた課題は、各方面から指摘されている。僅か5例ではあるが、本県の裁判員裁判を見ても、例えば1号事件のような性犯罪を裁判員裁判の対象とするべきなのか、あるいは5例目の心神耗弱のようなケースは裁判員裁判に馴染むのかという問題はある。

また、運用の面においても課題は残されている。例えば、3号事件において、共犯者の証人尋問が行われたが、裁判員が入廷した際共犯者は手錠・腰縄姿であり、裁判員が入廷後、裁判員の目の前でこれらが外されている。被告人に関しては、裁判員が予断を抱かないように、入廷する前に手錠・腰縄が外される配慮がなされているが、一緒に犯罪行為を実行したとされる共犯者のそのよう

⁽³⁹⁾ これらの点を明らかにするために越えるべき存在として、守秘義務の「壁」がある。これを超えない限りは、本当の意味で市民の裁判になっているかの検証は難しいと思われる。裁判員裁判における守秘義務に関しては、今後の検討課題としていきたい。

⁽⁴⁰⁾ 後藤昭「動き始めた裁判員裁判」『法学セミナー』54巻12号（2009年）6頁、坂根真也＝村木一郎＝加藤克佳＝後藤昭「座談会 裁判員裁判の経験と課題—制度開始直後の運用を見て」『法学セミナー』54巻12号（2009年）10頁、上富敏伸＝小野正典＝河本雅也＝酒巻匡「〈座談会〉法曹三者が語り合う 本格始動した裁判員裁判と見えてきた課題」『法律のひろば』63巻1号（2010年）12-14頁など。

なお、本県の裁判員裁判に関しても、田村幸一青森地方裁判所所長、吉松悟青森地方検察庁検事正は、おおむね順調という評価をされている。沼田徹青森県弁護士会会長は、この1年を慣らし運転、様子見の1年だったと位置づけられている（朝日新聞2010年5月24日朝刊21面）。

な姿を見れば、予断が生じてしまう危険性は高いであろう。現に、公判終了後会見に応じた裁判員経験者の中には、「被告人もこういう姿で法廷に連れてこられたと思った」と感想を述べている者もいた⁽⁴¹⁾。この点に関しても検討すべき課題と言えよう。

本県に特化した課題も残されている。例えば、裁判員の選任手続きに関しても、1号事件は、開廷前日に行われていたが、2号事件以降は、選任手続きを午前に行い、その日の午後を開廷する形が取られている。本県の地理的条件を考えた場合には、どのような形が望ましいのかを検討していく必要はあるだろう⁽⁴²⁾。もう一つ本県で検討すべき課題としては、雪や風のために交通機関が乱れることが多い冬に裁判員裁判を行う場合である。理由は定かではないが、施行1年目は、2009年11月に2号事件があつてから空白期間が3ヶ月ほどあり、3号事件は翌年の3月に行われている。このため冬の裁判員裁判をどのように円滑に進めることができるかは、今後の課題として残されている⁽⁴³⁾。

しかしまた同時に、裁判員裁判の可能性というものも見出されているように思われる。一つは、被告人に対する効果である。例えば、2号事件の被告人は、これまでの職業裁判官の裁判も何回か受けてきているが、そのときには「社会復帰してから何とかなるだろう」と思っていたという。しかし、今回の裁判員裁判では、「見つめている目線が、それぞれ違う。そして、今までの裁判より見られている目線が強い」と感想を述べた上で、「一般の方から見られる裁判を受けたことで、これまでで自分を一番戒めることができた」と、被告人質問の際に語っている。同じ一般国民の目で裁かれることが、被告人の更生にこれまでとは違った影響を与える可能性は否定できないであろう。また、一般国民の目を法廷において感じることで、いわば「世間の目」というものを被告人が感じることができる。例えば、2号事件において、裁判員の一人が被告人に「今は理想が強い分、出所して上手く行かないときに自暴自棄になるかもしれない。覚悟して頑張ってください」という趣旨の言葉を掛けている。このように被告人が今後直面するであろう「現実」を、同じ一般国民である裁判員から聞くことは、被告人が更生していく上では、大きな効果をもたらすように思われる。

もう一つは、裁判員経験者に対する効果である。法廷においても、公判終了後の会見等においても、被告人の更生を願う発言が目につく。例えば、1号事件の裁判員経験者は、「いろいろと考えた上でほんとに被告人がやった犯罪は許せないことだし、その刑にしっかり服してほしいという気持ちがありながら、更生してもらいたいなという思いがこみあげてきて、涙があふれてしまいました」と述べているし⁽⁴⁴⁾、2号事件の裁判員経験者も、「何回も犯罪を繰り返しているのが後がない。何とか更生してもらいたいという思い」「内妻のためではなくて、自分がしっかりして欲しい」と

(41) 東奥日報2010年3月27日朝刊29面。

(42) 現に、3号事件の裁判員経験者の1人は、「選任手続きが終わった翌日から審理が始まるのが理想」と述べている（東奥日報2010年3月27日朝刊29面）。

(43) 田村幸一青森地方裁判所所長も、この点は指摘されている（朝日新聞2010年5月24日朝刊21面）。

(44) 東奥日報2009年9月5日朝刊11面。

語っている⁽⁴⁵⁾。それぞれの地方において裁判が開かれることで、裁判員経験者は、犯罪そのものを自分のコミュニティの問題として捉えることができるようになりつつある。このように、従来はどちらかというと遠い存在であった犯罪や犯罪者が身近な問題として捉えることができるようになれば、地域住民による犯罪予防活動への積極的な参加意識や出所後の犯罪者を受け入れる素地も、徐々に醸成されていくのではないかと考えられる。

本稿では、本県における裁判員裁判を、量刑判断を中心に検討してきたが、もちろん僅か5例の裁判では十分な検証とは言い難い。全国的な傾向を把握することもできておらず、また他県の裁判員裁判と比較して、本県における裁判員裁判の特徴があるのかという検討も行われていない。その意味では甚だ不十分な検証に終わっている。今後も、先に挙げた様々な課題を検討すると同時に、本県における裁判員裁判の動向に注目し、積み残した課題を解明できるよう研究を重ねていきたい。

⁽⁴⁵⁾ 朝日新聞2009年11月20日朝刊31面。